

## 川崎市助産実施事務取扱要綱

28川ここ福第1175号

制定平成28年4月1日（市長決裁）

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく助産の実施に係る事務の取扱いについて、川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）福祉事務所 川崎市福祉事務所条例（昭和26年川崎市条例第50号）第1条第1項に定める福祉事務所をいう。
- （2）申込者 助産施設に入所を希望する福祉事務所の所管区域内の妊産婦をいう。
- （3）助産施設 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第23条に規定する第1種助産施設及び第2種助産施設として許可された別表1に掲げる施設並びに申込者の個別の事情に伴い、助産の実施について了承を得られた医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び助産所をいう。
- （4）助産の実施 法第22条に基づき、福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときにその妊産婦に対し、助産施設において助産を行うことをいう。
- （5）階層 細則別表第1に規定する階層区分をいう。
- （6）徴収金 細則別表第1に規定する徴収金をいう。

（助産を行わない事由）

第3条 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

- （1）その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。
- （2）申込者の属する世帯の階層がA階層又はB階層である場合を除いて、その申込者が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であって、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、か

つ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。)が、488,000円以上であるとき。

(調査)

第4条 福祉事務所長は、細則第8条第1項に規定する助産施設入所申込書を受理した場合、申込者が次の要件を満たしているかを調査し、入所の承諾又は不承諾について決定を行うものとする。

- (1) 当該申込者の属する世帯の階層がA階層からC階層までであること。
- (2) 当該申込者の属する世帯の階層がD階層である場合は、市町村民税所得割の額が19,000円まで、かつ、真にやむを得ない特別の理由があること。

(階層の認定方法と徴収事務)

第5条 階層の認定の基準日は、入所月の初日とする。

- 2 徴収金は、前項により認定した階層に基づき福祉事務所長が徴収を行うものとする。

(費用の支弁)

第6条 市長は、助産の実施が行われた助産施設に対し、別表2により算出した国の定める措置費等及び市が独自に加算する額を支弁するものとする。

- 2 本市以外の場所に設置された助産施設において助産を実施する場合についても、本要綱に定める基準により支弁するものとする。ただし、当該施設が設置された自治体における支弁基準で算定した額が本要綱に定める基準により算定した額を上回る場合には、その差額についても別表2に掲げる特別扶助費として支弁するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成29年9月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行し、令和4年1月1日から適用する。なお、同日前の取扱いについては、従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1 助産施設（第2条関係）

種別	施設名	定員
第1種助産施設	市立川崎病院	2床
	市立多摩病院	2床
第2種助産施設	ウパウパハウス岡本助産院	2床

別表2 支弁基準（第6条関係）

## (1) 国の定める措置費等

1 点数分	<p>ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p>
2 施設機能強化推進費	施設強化推進費(総合防災対策強化事業に限る。)を必要とするものと認定された施設(第2種助産施設に限る。)にあっては、その認定額を加算する。
3 医療費	<p>その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。)を合算した額。</p> <p>なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁する。</p>
4 入院時食事療養費	入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額を支弁する。

5 分娩介助料	分娩を取扱った場合においては、1のアにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき237,720円を限度として支弁できる。
6 胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においては1のアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁する。
7 新生児介補料	新生児の介補を行った場合においては1のアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁する。
8 保険料	分娩を取扱った場合においては、1のアにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、12,000円を限度として支弁する。

(2) 市が独自に加算する額（処遇改善費）

1 特別扶助費	日額6,000円に入院日数を乗じて得た額（ただし10日を限度とする）を支弁する。
2 分娩介助料差額	分娩介助料との差額について100,940円を限度として支弁する。
3 法外扶助費	妊産婦及びその生まれてくる子の生命・身体にかかわる事象で、その他の費目の適用がない事項に対する経費として支弁する。